

平成 2 7 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

印刷物番号

27-60

## も く じ

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
| 報告第 1 3 号 | 訴えの提起に係る専決処分の報告について -----   | 1   |
| 議案第 6 2 号 | 平成 2 7 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）について -----                               | 別冊  |
| 議案第 6 3 号 | 平成 2 7 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）について -----                         | 別冊  |
| 議案第 6 4 号 | 平成 2 7 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）について -----                           | 別冊  |
| 議案第 6 5 号 | 平成 2 7 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について -----                             | 別冊  |
| 議案第 6 6 号 | 市道路線の認定について -----   | 3   |
| 議案第 6 7 号 | 市道路線の変更について -----   | 5   |
| 議案第 6 8 号 | 市道路線の廃止について -----   | 6   |
| 議案第 6 9 号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更およびこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について -----         | 7   |
| 議案第 7 0 号 | 大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定について -----                                  | 9   |
| 議案第 7 1 号 | 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について -----          | 1 0 |
| 議案第 7 2 号 | 大東市立住道駅北自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者の指定について -----                | 1 1 |
| 議案第 7 3 号 | 大東市附属機関条例の一部を改正する条例について -----                                       | 1 2 |
| 議案第 7 4 号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について ----- | 1 5 |
| 議案第 7 5 号 | 大東市市税条例の一部を改正する条例について -----   | 2 0 |
| 議案第 7 6 号 | 大東市印鑑登録および証明に関する条例および大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について -----      | 2 6 |
| 議案第 7 7 号 | 大東市介護保険条例の一部を改正する条例について -----                                       | 2 9 |
| 議案第 7 8 号 | 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について -----                                    | 3 1 |





議案第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- 1 南郷町10号線 (起点) 大東市南郷町91番先  
(終点) 大東市南郷町91番9先
  
- 2 南新田一丁目6号線 (起点) 大東市南新田一丁目440番16先  
(終点) 大東市南新田一丁目384番17先
  
- 3 野崎一丁目2号線 (起点) 大東市野崎一丁目399番35先  
(終点) 大東市野崎一丁目399番40先
  
- 4 北条一丁目9号線 (起点) 大東市北条一丁目1200番2先  
(終点) 大東市北条一丁目1201番先
  
- 5 南の子川中線 (起点) 大東市幸町449番1先  
(終点) 大東市栄和町756番7先

## 理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路、本市へ無償寄付された道路および1路線として一括認定する道路を市道として認定するため。

議案第67号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

変更する路線

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 平野屋一丁目9号線 | 新（起点）大東市平野屋一丁目218番1先 |
|           | （終点）大東市平野屋一丁目206番34先 |
|           | 旧（起点）大東市平野屋一丁目218番1先 |
|           | （終点）大東市平野屋一丁目206番2先  |

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路を市道として認定することに伴い、市道認定路線を変更するため。

議案第68号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

廃止する路線

- 1 南の子線  
(起点) 大東市幸町447番1先  
(終点) 大東市幸町602番24先
  
- 2 川中住道1号線  
(起点) 大東市栄和町756番7先  
(終点) 大東市住道一丁目1138番2先

理 由

南の子線および川中住道1号線を1路線として一括認定するため。

議案第69号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更およびこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町および千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加することならびにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町および千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務

第5条第1項中「30人」を「33人」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

|                |
|----------------|
| 四條畷市、太子町、千早赤阪村 |
|----------------|

### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第70号

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定について

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立南郷子育て支援センター                   |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市諸福五丁目2番23号<br>特定非営利活動法人 ふち・マミィ |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで           |

議案第71号

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場および大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場<br>大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号<br>ミディ総合管理 株式会社      |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで                  |

議案第72号

大東市立住道駅北自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の  
指定管理者の指定について

大東市立住道駅北自転車駐車場および大東市立住道駅西第二自転車駐車場の指定管理者  
として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2  
第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1 公の施設の名称   | 大東市立住道駅北自転車駐車場<br>大東市立住道駅西第二自転車駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市西区阿波座一丁目15番15号<br>株式会社 双葉化学商会   |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで            |

議案第73号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する附属機関を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部中

「

|                    |  |      |
|--------------------|--|------|
| 大東市建設事業<br>事後評価委員会 | 本市が実施した建設事業に係る事後評価<br>および対応方針についての審議に関する<br>事務 | 5人以内 |
|--------------------|--|------|

」

を

「

|                                    |  |       |
|------------------------------------|--|-------|
| 大東市まち・ひ<br>と・しごと創生<br>総合戦略推進会<br>議 | 大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略<br>に基づく施策についての審議に関する事<br>務  | 15人以内 |
| 大東市建設事業<br>事後評価委員会                 | 本市が実施した建設事業に係る事後評価<br>および対応方針についての審議に関する<br>事務 | 5人以内  |

」

に、

「

|                          |  |       |
|--------------------------|--|-------|
| 大東市バリアフ<br>リー基本構想協<br>議会 | 大東市バリアフリー基本構想の作成に関<br>する協議および同基本構想の実施に係る<br>連絡調整に関する事務 | 20人以内 |
|--------------------------|--|-------|

」

を

「

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

|                  |   |       |
|------------------|---|-------|
| 大東市バリアフリー基本構想協議会 | 大東市バリアフリー基本構想の作成に関する協議および同基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務                | 20人以内 |
| 大東市空家等対策協議会      | 大東市空家等対策計画についての調査審議、特定空家に対する是正措置についての調査審議および空家対策についての協議に関する事務 | 30人以内 |

」

に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第74号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および大東市  
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および大東市消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成  
24年法律第63号）が、平成27年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正  
を行うため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および大東市  
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）または」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金または」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法もしくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金または」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金または」を削る。

（大東市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）または厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」に改め、同表障害補償年金の項中「国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金」を「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法もしくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）または障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金または障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法もしくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金または遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金または障害厚生年金」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金もしくは遺族共済年金が支給される者または同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金もしくは遺族共済年金が支給される者に係る第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項および障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について遺族厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは同法附則第

65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

- 4 第2条の規定による改正後の大東市消防団員等公務災害補償条例付則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法もしくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害により障害共済年金または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とあるのは「死亡により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法もしくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による遺族共済年金または厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とする。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定により障害共済年金もしくは遺族共済年金が支給される者または同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金もしくは遺族共済年金が支給される者に係る第2条の規定による改正後の大東市消防団員等公務災害補償条例付則第5条の規定の適用については、同条第2項の表傷病補償年金の項および障害補償年金の項中「障害により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とあるのは「障害により厚生年金保険法の規定による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」とあるのは「死亡により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金または被用者年金制度の

一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

議案第75号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の一部が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項または第5項の規定により、同条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）または同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項および第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予または当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限ま

たは各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、または納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行うかどうか(分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行う場合にあっては、分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名および住所または居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項および第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号か

ら第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限および金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、または納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付または分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、または納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合につ

いて準用する。

- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 市の徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細
  - (2) 第9条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項
  - (3) 分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条および第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請される新法第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第10条および第12条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条および第12条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

議案第76号

大東市印鑑登録および証明に関する条例および大東市住民基本台帳カードの  
利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録および証明に関する条例および大東市住民基本台帳カードの利用に関する  
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）が公布され、住民基本台帳法  
（昭和42年法律第81号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録および証明に関する条例および大東市住民基本台帳カードの  
利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

（大東市印鑑登録および証明に関する条例の一部改正）

第1条 大東市印鑑登録および証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するカード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」に改める。

第8条の見出しを「(印鑑登録証の交付等)」に改め、同条中「印鑑登録証または住民基本台帳カード（大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年条例第2号）第2条第1号の規定により印鑑登録証として利用する者に限る。以下「住基カード」という。）を当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に交付する」を「当該印鑑登録をした者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付し、または印鑑登録者が交付を受けている住民基本台帳カードに必要な情報を記録する」に改める。

第10条第1項中「住基カード」を「住民基本台帳カード（大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定により印鑑登録証としての情報が記録されているものに限る。以下同じ。）」に改める。

第13条第1項、第2項および第4項、第15条第1項ならびに第16条中「住基カード」を「住民基本台帳カード」に改める。

（大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第2条 大東市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第8項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第12項」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第77号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成25年5月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「および住所」を「、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第13条第2項第1号中「および住所」を「、住所および個人番号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第78号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年12月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の一部が平成28年1月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第2項第1号中「および住所」を「、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

付則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項の株式等」を「附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

付則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条および第23条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

付則中第8項および第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

付則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第15項を削る。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第24条の3第2項の改正規定および付則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得および雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例付則第3項から第11項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。